

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案要綱

1 制定の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の施行に伴い、法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 法第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用できる事務として条例で定める事務は、次に掲げる事務とします。(第2条第1項、別表第1関係)
 - ア 知事が利用できる事務 法別表第2の第2欄に掲げる事務
 - イ 教育委員会が利用できる事務 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
- (2) 知事は、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して知事以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものに係る個人番号を利用することができることとします。(第2条第2項、別表第2関係)
- (3) (2)により特定個人情報に係る個人番号の利用があった場合において、他の条例または規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすこととします。(第3条関係)
- (4) この条例は、平成28年1月1日から施行することとします。

「滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案」の概要

1. 制定の理由（背景）

(1) 個人番号（マイナンバー）の利用

- ① 法定事務におけるマイナンバーの利用（番号利用法第9条第1項）
社会保障・税・災害対策等、番号利用法別表第1に定められた事務にマイナンバーが利用可
- ② 条例事務におけるマイナンバーの利用（番号利用法第9条第2項）
社会保障・税等の事務であって番号利用法の規定に基づいて条例で定めるものにマイナンバーが利用可

(2) 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の連携

- ① 他の機関との情報連携（番号利用法第19条第7号）
番号利用法別表第2に定められた事務において、他の機関との特定個人情報の照会・提供
- ② 同一機関内における庁内連携（番号利用法第9条第2項）
条例で定める事務において、同一機関内における特定個人情報の照会・提供

条例事務におけるマイナンバーの利用、同一機関内における庁内連携を行うための条例の制定

2. 条例案の概要

(1) 条例事務におけるマイナンバーの利用（第2条第1項）

番号利用法第9条第2項の規定に基づき、条例事務においてマイナンバーを利用できる事務を規定

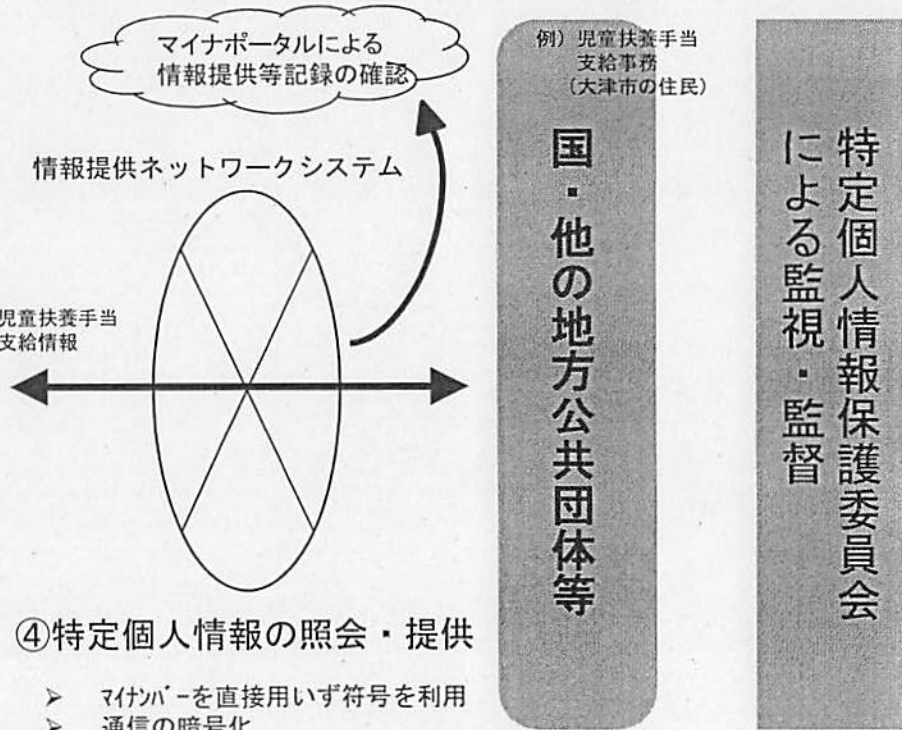
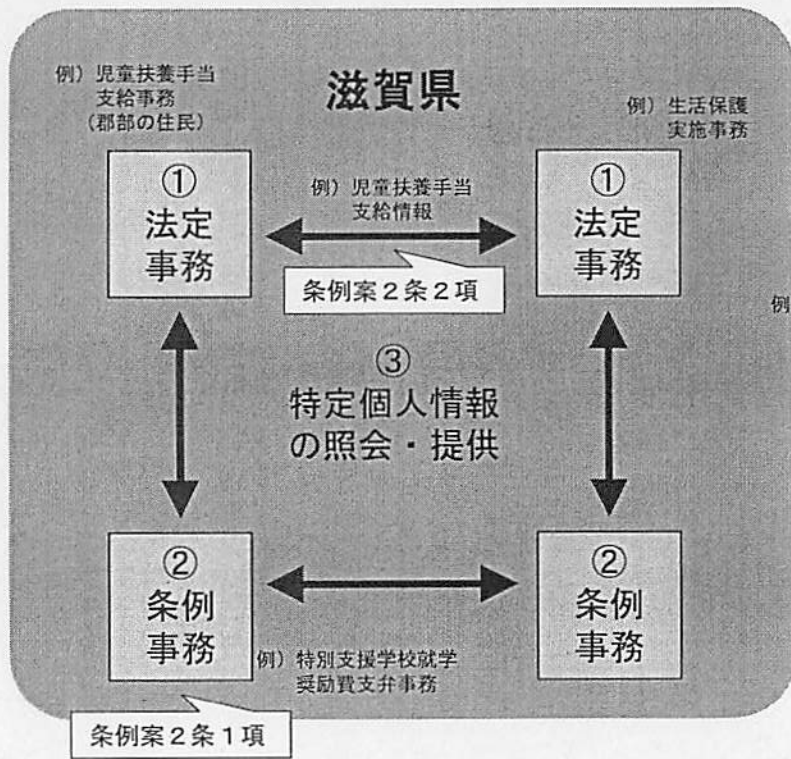
- ① 知事が利用できる事務
番号利用法別表第2の第2欄に掲げる事務
- ② 教育委員会が利用できる事務
特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

(2) 同一機関内における庁内連携（第2条第2項）

知事部局内の法定事務間における特定個人情報の照会・提供ができるよう規定
(番号利用法上、他の機関との間で認められている情報連携を庁内でも可能とするもの)

(3) 平成28年1月1日から施行

個人番号（マイナンバー）の利用および特定個人情報の連携（照会・提供）イメージ



④ 特定個人情報の照会・提供

- マイナンバーを直接用いず符号を利用
- 通信の暗号化

- ① 法定事務におけるマイナンバーの利用（番号利用法9条1項）
- ② 条例事務におけるマイナンバーの利用（番号利用法9条2項）
- ③ 同一機関内における庁内連携（番号利用法9条2項）

⇒ ②および③について条例を制定

※ 特定個人情報・・・個人番号（マイナンバー）を含む個人情報

④ 他の機関との情報連携（番号利用法19条7号）

番号利用法別表第2（抜粋）・・・アの者がイの事務を処理するために、ウの者からエの情報の提供を受けることができる。

ア 情報照会者	イ 事務	ウ 情報提供者	エ 特定個人情報
26 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報（又は・・・中略・・・情報）であって主務省令で定めるもの